

事業名： 県有施設公衆Wi-Fi整備事業費

事業費：18,036千円 所管課：企画財政部情報システム戦略課

事業概要
観光、防災、施設利用者サービス等の目的に応じ、県民及び県有施設利用者に対し公衆無線LANサービスを提供するために、観光及び防災の観点から優先度を判断して、県庁舎や地方庁舎、指定避難所になっている施設等に、段階的に公衆Wi-Fiの整備をする。
事務局の説明
<会議対象とした理由・論点> 複数の目的を持つ事業であり、廃止した場合の影響も大きい事業であることから、多角的な議論が必要である。 <EBPM上の課題> 観光面では、コロナ禍による外国人観光客の激減もあり、成果検証を行うことができていない。 防災面では、電気通信事業者等による災害時の無線LANの無料開放等が広がる中、引き続き県が公衆Wi-Fiを運営する必要性を示せていない。
担当部局の説明
<事務局の提示する課題についての説明> 県有施設公衆Wi-Fi整備事業については、平成30年度から整備を開始しており、国の補助金も活用しながら令和4年度までに42施設でアクセスポイント数80ヶ所を設置してきた。 令和5年度に、整備予定としていた施設はすべて終了する。 Wi-Fiの使用回数を見ると、設置したWi-Fiについては、通常時には施設利用者サービスとして活用しており、利用数は増えているという状況である。 一方、利用環境も大分変化してきており、将来的にも継続して県が整備運用を続けていく必要があるかどうか、今回検討を行ったところである。 今後は、県自らWi-Fi設備を運用する必要性のある施設を厳選し、R6年度以降も運用・設備更新を行う施設の縮小を検討することとしたいと考えているが、委員の御意見を伺いたい。
議事の概要
<A委員> 委員：施設によって公衆Wi-Fiの利用率にばらつきがあると思うが、施設によってどれくらい利用状況が違うのか教えてほしい。 担当部局：県の庁舎関係と県有施設の2つの区分で分けると、県の庁舎関係の方が圧倒的に利用数は多い。 委員：県庁舎での利用が多いことに鑑みると、この事業の受益者は観光客ではなく地域住民であり、また、防災拠点としての利用ではなく、普段県庁舎に来庁する際に利用しているという理解になるのではないかと。 担当部局：国の補助を受ける際には防災拠点になりうる施設として入れた経緯はあるが、現状は普段来庁される方へのサービスという意味合いが強い

と認識している。

委員：既存設置の公衆Wi-Fiの保守可能期限はいつぐらいなのか。

担当部局：一番古いものについては、令和8年度までである。

<B委員>

委員：災害時の通信環境の確保という観点では、5G等の技術革新が進んだ中で県が整備する公衆Wi-Fiの必要性が低下しているということだが、それはどれほどロジカルに言えるのか。

担当部局：もともと県が設置している公衆Wi-Fiで県全域をカバーする趣旨ではないが、民間でも基地局等の整備が進んでいる状況を鑑みれば、整備主体が県でなくても通信状況は確保できると考えている。しかし、災害発生時の通信環境を100%担保できる根拠は持っておらず、数値的に説明するものはない。

委員：外国人観光客であれば、フリーWi-Fiがなくても他の通信手段があると思うが、利便性の観点からフリーWi-Fiの設置がどれほど意味を持つと考えているのか。

担当部局：公衆Wi-Fiによっては利用者が制限されているものもあるため、その意味では誰でも利用可能なフリーWi-Fiを整備する意義はあると考えている。

<C委員>

委員：市民の側としては、今どき公共施設ではWi-Fiが使えるだろうと思う方も多い。廃止の方向という場合に、全ての施設で公衆Wi-Fiを廃止するのではなく、ここは残す・ここは廃止するという取捨選択する考えはあるか。

担当部局：各施設における公衆Wi-Fiの必要性を個別に検討する方向で考えている。

委員：公共施設で公衆Wi-Fiを使用したいというニーズが県民にあるか調査したことはあるか。

担当部局：直接アンケート等を実施したことはない。

委員の評価及び意見

<A委員>B（廃止又は再構築すべき）

携帯の普及、電波環境の改善を踏まえると公共施設でWi-Fiを整備する必要性は低下している。

利用が少ない施設は、保守・維持管理費を勘案すれば、耐久年数を待たず順次廃止するのが望ましい。

仮に公共施設の利用率と利便性を上げるためにWi-Fiを残すならば、それぞれの施設の事業として実施するべき。

<B委員>B（廃止又は再構築すべき）

新規整備を原則行わないという方針については妥当である。

既存設備の維持管理については、保守期限をもって一律に終了するのではなく、個々の施設における必要性を検討し、メリハリをつけた対応を

することが望ましい。

技術的観点及び利用者ニーズの観点から検討を深め、事業を再構築すべき。

<C委員>B（廃止又は再構築すべき）

事業を取り巻く環境が大きく変化していることは明らかであり、事業目的を再検討した上で、必要なWi-Fi整備を進めるべき。

目的としては、防災、観光、市民ニーズへの対応等が考えられるが、それぞれのニーズを検証した上で、その目的に合致した手段を採用すべき。

（民間のWi-Fi整備への補助等の別手段も考えられる）

有識者会議を踏まえた評価

【B（廃止又は再構築すべき）】

事業を取り巻く環境が事業開始当時と大きく変わってきている中で、現在のニーズの把握が不十分であり公衆Wi-Fiの整備の必要性が判然とせず、事業継続は認められない。

既存設備については、国庫支出金の返還も考慮した維持・廃止の判断基準を設け、各施設における公衆Wi-Fiの維持の必要性を個別に判断すること。その上で、必要性が低い場合には、可能な限り速やかに廃止すること。

有識者の意見から考えられる方向性

現在の社会状況も踏まえた公衆Wi-Fiのニーズを調査した上で、例えば、個別施設の利便性向上を目指すのであれば各施設の事業として実施するなど、その目的に応じた手法として再構築する。

【令和6年度当初予算】

予算額

【令和6年度】

事業費	3,524 千円
うち一財	3,524 千円

【令和5年度】

事業費	18,036 千円
うち一財	4,036 千円

評価・意見を踏まえた対応等

【評価・意見を踏まえた対応】

令和5年度に予定していた施設の新規設置を中止。

施設所管課に現時点での廃止・継続についての意向を確認し、今後の維持・廃止の判断基準を検討した。

【令和6年度当初予算への反映状況】

今後の新規設置は行わないこととし、既存設置施設の維持管理事業として再構築。

既存施設については、国庫支出金の返還も考慮し、機器のサポート期限を一つの目安に、施設の利用状況等を踏まえ、個別に廃止時期を検討することとした。

事業名：青少年のインターネット適正利用推進事業費

事業費：4,468 千円

所 管 課：県民生活部青少年課

事業概要

有償ボランティアであるネットアドバイザーを小中学校等に派遣し、インターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」を開催する。

また、ネットアドバイザースキルアップ研修会を開催し、ネットアドバイザーの資質向上を図る。

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

最終成果（インターネットやSNSに起因した青少年の犯罪被害数の減少）につながると考えられるフィルタリング実施率の全県での向上に、ネットアドバイザーを直接小中学校に派遣するという手法が県として最適な手法なのか議論を要する。

<EBPM 上の課題>

直接成果（講座に参加した保護者のうち「フィルタリングを利用している及び今後利用する」者の割合）がどのように全県に波及するかが示されていないことから、将来像への寄与度が不明である。

教育局、市町村、民間（キャリア）等との現在の連携について、将来像実現のための最適な手法であるのか検討が不十分である。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

総務省の調査において、フィルタリングを解除する割合は中学生以降増加するものの、保護者がその有効性を高く認識していると、フィルタリング利用が継続される傾向があると示されており、ネットアドバイザーにより継続的に啓発を行うことは重要であると考えている。

また、ネットアドバイザーによる講座は毎年新たに 50 校以上開催している。新規の実施校が、毎年一定割合増えていることから、ネットアドバイザーによる講座が全県に波及しているものと考えている。

教育局との連携については、講座を県教育委員会と共催で開催するとともに、教育局の会議においても本講座を周知しており、学校では強く指導しにくい家庭でのルールづくりや保護者の役割について、外部の専門家であるネットアドバイザーが啓発を行っている。市町村との連携については、より多くの人に参加してもらえるよう、毎年市町村経由で小中学校や市町村の子育て支援センター、保育園等に講座を周知しており、未就学児の保護者に対しても啓発を行っているところが本事業の大きな特徴である。キャリアについては、スマホ利用の際のルールやマナー、トラブルの実例を紹介する講座を学校等で実施しているが、大前提としてスマホの利用拡大を目的としている。

それぞれの役割がある中で、この事業では、外部の専門家であるネットアドバイザーを派遣するという、県の立場を最大限生かすかたちでフィルタリングの利用を啓発している。

議事の概要

< A 委員 >

委員：提供しているコンテンツから、この手法が適切ということか。

担当部局：学校では家庭教育について言いづらい、また保護者も外部の専門家だから納得するところがあるので、ネットアドバイザーによる講座を実施しているところである。

委員：警察やキャリアが実施する講座との決定的な違いが分からないが、どのように考えているのか。

担当部局：警察は保護者に対してではなく、児童生徒を対象にしている講座が多い。キャリアの場合は、個々のニーズに合わせた形というよりも、一般的な内容を扱うことが多い。これらに対して、本事業ではネットアドバイザーが一人一人、学校の先生と対話しながら個別のプログラムを考えて、それぞれの学校の実態に即した講座を実施しており、他の講座よりもきめ細やかな対応ができています。

< B 委員 >

委員：青少年のネットトラブルに対して、他の手法も考えられる中、フィルタリングの推進に焦点を当てるのはどのような考え方によるものか。

担当部局：青少年のインターネット環境整備法において、国及び地方公共団体はフィルタリングの利用普及を図るため必要な施策を講ずること等が責務とされており、フィルタリングの推進がネットトラブル防止に一番有効であるという認識のもと、本事業に取り組んでいる。

委員：中学生以降フィルタリングを解除する割合が高くなることや小学生よりも中高生の方が犯罪に巻き込まれる数が多いことから、他の手法も検討すべきと考えるが、それでも本事業ではフィルタリングを重視し、中学生以降に対してもまずは推進していく方針という理解でよいか。

担当部局：そのとおり。青少年のインターネット環境整備法では、セルフコントロールが難しい青少年（18歳以下）の特性を鑑みてフィルタリングを推進することが適切であるとされているため、県の施策としても同様に対応していきたいと考えています。

委員：対象者に行動変容を起こさせるのはとても難しいが、先行研究もあるので、その知見を生かして手法は考えようがあるのではないかと。

< C 委員 >

委員：講座への保護者の参加率は把握しているか。

担当部局：数値としては把握していないが、基本的には子供と一緒に出席することを促している一方、個別の事情で出席できない保護者もいると思われるため、参加率は半分弱だと思われる。

委員：普段働いていて出席できない保護者もいると思われるので、ネット配信等により実施する方法は考えられないのか。

担当部局：講座内容を動画投稿サイトにアップしているキャリアの事例もあるが、動画再生数が芳しくない。動画を流すだけではアプローチしきれず、人に見てもらうためにはやはり人手が必要なのではないかと考えています。

委員：確かに単にネットで配信するだけではアプローチしきれないという点は理解するが、だから対面で実施する必要があるとは必ずしも言えない。伴走型・プッシュ型の支援など、工夫の余地はあるはずである。

委員の評価及び意見

< A委員 > B（廃止又は再構築すべき）

類似の講座が存在するなかで本事業の必要性や優位性を明確化すべき。

対面講座であることのメリットを最大限生かせるよう、講座の内容・方法の向上を不断に図るべき。

< B委員 > B（廃止又は再構築すべき）

最終成果の指標を「SNS に起因する犯罪被害児童・生徒数の減少」とするのなら、その大半が中高生である以上、フィルタリング以外の取組も検討が必要ではないか。

国の施策としてフィルタリングが推進されているとしても、この事業の中に整合性のある位置づけができておらず、事業が目指す成果やロジックモデルを一から整理し直すべき。あくまでフィルタリングの利用増を目指すならば、他にも様々な方策が検討可能なはず。

類似講座とは「それぞれ持ち味が違う」といった説明があったが、それこそ縦割の発想であり、厳しい財政状況を踏まえれば本気で連携・合理化の可能性を検討すべき。

< C委員 > B（廃止又は再構築すべき）

事業の趣旨は理解するが、他事業との重複が見受けられるため、重複しない範囲に事業を限定すべき。

講座はややもすれば「一方通行」になるため、伴走型・プッシュ型の支援があつて然るべき。

対面講座はアナログ。対面に代えてネットを活用するなどしてリーチを増やす工夫が必要ではないか。

講座への保護者の参加率の把握や、講座参加が行動変容＝フィルタリングの利用に繋がったのか、フォローアップがあつて然るべき。

有識者会議を踏まえた評価

【B（廃止又は再構築すべき）】

フィルタリングの利用増が「SNS に起因する犯罪被害児童・生徒数の減少」に最も効果的かどうか不明であることから、フィルタリング利用率の向上を目指す取組の必要性が不明である。

ネットアドバイザーを直接小中学校等に派遣するという手法について、類似事業を実施している県警、総務省、民間通信事業者との連携や合理化について十分に検討されておらず、また、対面で実施することの必要性が整理されていないことから、将来像実現のための最適な手法であるとは判断できない。

有識者の意見から考えられる方向性

「SNS に起因する犯罪被害児童・生徒数の減少」という最終成果に資する取組を幅広く検討し、最も適切な取組の普及啓発を行う。

普及啓発の手法について、類似事業を実施する関係機関との役割分担を行った上で、デジタルも活用しながら、従来の手法にとらわれない、より広がりをもった事業を構築する。

【令和6年度当初予算】

予算額

【令和6年度】

事業費	4,458 千円
うち一財	4,458 千円

【令和5年度】

事業費	4,468 千円
うち一財	4,468 千円

評価・意見を踏まえた対応 等

【評価・意見を踏まえた対応】

有識者会議を踏まえた評価・意見を受け、ネットアドバイザーからこれまでの取組の課題について聞き取りを行った上で、事業スキームなどについて検討を行った。

【令和6年度当初予算への反映状況】

事業名を「こどもデジタル・シティズンシップ推進事業」とし、以下の見直しを行った。

- ・フィルタリング利用率の向上のみであった成果指標を、ネットリテラシーの向上を測ることができるものへと変更する。
- ・対面で実施していた「子供安全見守り講座」について、原則としてオンライン形式による実施とする。
- ・参加できない保護者向けに、新たにオンライン講座を録画した動画も配信する。

また、新たに立ち上げる検討委員会を通じて効果的な講座内容等について検討するとともに、関係機関との情報共有による連携を図り、令和7年度には更なる見直しを行う予定。